

3. 対象となる建築行為等

(1) 対象となる建築行為等

大田区では、みどりの保全や緑化の推進を図るため、次のいずれかに該当する建築行為等を行う場合、「大田区みどりの条例」第25条により、「緑化計画書」の提出が義務づけられています。

表1

建築行為等の種類	規模
A 建築物の新築、増築又は改築	300㎡以上の敷地
B 工作物の建設	1,000㎡以上の敷地
C 屋外運動競技施設又は屋外娯楽施設の建設	1,000㎡以上の敷地
D 駐車場の設置	収容台数20台以上かつ300㎡以上の敷地
E 地域力を生かした大田区まちづくり条例で規定する住宅宅地開発事業及び集団住宅建設事業、墓地開発事業	① 住宅宅地開発事業 (道路を設ける宅地開発で、事業区域面積が350㎡以上又は区画数が5区画以上) ② 集団住宅建設事業 (計画戸数が15戸以上) ③ 墓地開発事業 (事業区域面積が350㎡以上)

備考

- 1 国や地方公共団体の場合は、上記A～Dの建築行為等では、敷地面積250㎡以上が対象となります。
- 2 敷地が大田区と隣接する他の自治体にまたがる場合は、双方の基準を満たし、緑化計画書の提出が必要です。
- 3 工作物の建設とは、製造施設（プラント）、貯蔵施設（タンク）、その他これらに類する工作物が対象となります。
- 4 事業区域とは大田区開発指導要綱第2条第4号に規定する、開発事業を行う区域で、敷地、新設道路及び地域力を生かした大田区まちづくり条例第2条第21号に規定する後退用地並びに公園、公共公益施設用地等で区に提供する用地の範囲をいいます。

(2) 担当窓口及び緑化計画書の届出先

大田区まちづくり推進部 建築審査課 建築審査担当 電話 5744-1387

(3) 関連事項

ア 東京都への届出

大田区へ緑化計画書を提出した計画については、「東京における自然の保護と回復に関する条例」第14条に基づく東京都への緑化計画書の届出を省略できます。（ただし、同条例第47条、第48条の開発許可に該当する場合は、東京都への許可申請は必要となります。）

イ その他緑化指導にかかる区への届出

「東京都風致地区条例」、「大田区墓地等の経営の許可等に関する条例」、「大田区工場立地法地域準則条例」、各地区計画等他の条例などに緑化に関する基準などがある場合には、当該条例等の基準も合わせて適用されます。

注意（9ページ）の建築確認申請・計画通知のほか、次の場合

- ・建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条に規定する道路の位置の指定の申請
- ・都市計画法第30条第1項に規定する許可の申請
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第4条第1項（同法第7条第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請（同法第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出がある場合に限る。）
- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項まで（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請（同法第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出がある場合に限る。）
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都 平成12年条例第215号）第89条に規定する届出
- ・大田区墓地等の経営の許可等に関する条例（大田区 平成24年条例第20号）第4条第1項に規定する申請